

《FAQ（よくあるご質問）》

問1 標準賞与額の累計額が540万円を超えた場合でも、該当する被保険者の賞与額の届出は必要でしょうか？

（回答）

標準賞与額の累計額が540万円を超えた場合でも届出が必要です。賞与支払いの都度、該当する被保険者の賞与額について賞与支払届により届出を行ってください。

問2 賞与支払届の賞与額については、どのように記入すればよいのでしょうか？

（回答）

標準賞与額の累計額が540万円を超えたかどうかに関わらず、実際に支払われた額を記入してください。

問3 前月から被保険者資格が継続している従業員が12月1日に資格喪失し、12月5日に賞与が支払われました。この者にかかる賞与支払届の提出は必要でしょうか？

（回答）

お尋ねのケースでは、資格喪失後に賞与が支払われており、標準賞与額を決定する必要はなく、保険料賦課の対象になりませんので賞与支払届の提出は必要ありません。

ただし、資格喪失月で保険料賦課の対象とならない賞与であっても、被保険者期間中に支払われた場合は、標準賞与額として決定し、年度の累計額に含めることになっています。そのため、被保険者期間中に支払われた場合は、賞与支払届により賞与額を必ず届け出てください。

問4 育児休業等による保険料免除期間中に支払われた賞与は、年度の累計額に含めるのでしょうか？

（回答）

保険料免除期間中に支払われた賞与についても標準賞与額として決定し、年度の累計額に含めることとなります。そのため、賞与支払届により賞与額

を届け出てください。

問5 標準賞与額の累計額については、保険者単位ということですが、今年9月まで勤務していた事業所は、政府管掌健康保険に加入しており、管轄の社会保険事務所はE社会保険事務所でした。10月より、勤務する予定の事業所も政府管掌健康保険に加入しておりますが、管轄の社会保険事務所はF社会保険事務所です。

こういった場合、同一保険者と考えるのでしょうか？

(回答)

お見込みのとおりです。

管轄の社会保険事務所が変わったとしても、政府管掌健康保険という同一保険者であることには変わりはありませんので、それぞれの被保険者期間中に決定された標準賞与額については、年度の累計額の対象となります。

しかし、政府管掌健康保険の被保険者から組管掌健康保険の被保険者となった場合は、同一保険者ではありませんので、それぞれの被保険者期間中に決定された標準賞与額については、累計されません。

問6 政府管掌健康保険の被保険者期間が同一年度内に複数あり、標準賞与額の累計額が540万円を超えた場合は、なぜ、健康保険標準賞与額累計申出書（以下「申出書」といいます。）の提出が必要なのでしょう？

(回答)

転職・転勤等により、被保険者資格の取得・喪失があった場合であっても、同一の保険者の被保険者期間に決定された標準賞与額については、年度累計することとなります。しかしながら、現行のシステムでは、被保険者期間が継続していないと、社会保険庁（社会保険事務所）において自動的に累計額を計算することができません。そのため、被保険者より事業主経由で申出書を提出していただくことにより、社会保険庁（社会保険事務所）において決定された標準賞与額の訂正等を行うこととなります。

なお、現在開発を進めている刷新システムにおいては、申出書の提出なく累計できることとしております。（平成22年運用開始予定）

問7 同一年度内に政府管掌健康保険の被保険者期間が複数ない場合（転職・転勤等がなく、同一の事業所において賞与が支給されている場合）において、年度の累計額が540万円を超えた場合には、申出書の提出は必要ないのでしょうか？

(回答)

お尋ねのケースで年度の累計額が540万円を超えた場合は、540万円となるようその月の標準賞与額を社会保険庁（社会保険事務所）で自動的に決定します。

なお、同一年度内に540万円を超えた月の翌月以降に支払われた賞与の標準賞与額は、「0」として決定します。

そのため、申出書の提出は必要ありません。

問8 申出書は、どのタイミングで社会保険事務所に提出すればよいのでしょうか？
--

(回答)

累計額が540万円を超えたと判明した時点で、被保険者の申し出により、事業主を経由して申出書を提出してください。

申出書の提出に基づき、標準賞与額の累計額を確認したうえで、標準賞与額の決定または既に決定された標準賞与額の訂正及び保険料の還付または充当処理を行います。